

平成 27 年  
1 月 1 日  
第 110 号

## 全植検協通報

《 発 行 》  
一般社団法人全国植物検疫協会  
東京都千代田区内神田 3-4-3  
Tel 03 (5294) 1520



横浜 三溪園

## 新 年 を 迎 え て

### 会長 花島 陽治

新年明けましておめでとうございます。年の始めにあたり会員並びに関係者の皆様にとって本年が良い年でありますよう心からお祈りいたします。

また、皆様から当協会へ特段のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、デング熱、エボラ出血熱等我が国には見られなかったウィルス病の発生や侵入のおそれが毎日のようにテレビや新聞に取り上げられ、改めて検疫の重要性を認識させられた年でした。

植物検疫については、昨年 11 月に「植物検疫 100 周年シンポジウム」が時代を反映して慎ましくではありましたが開催されました。また、検疫

病害虫や非検疫病害虫が多数追加指定され、昨年 8 月には改正された法令が実施に移されました。まだ、輸入植物検疫への影響は目立ってはおりませんが、今後の輸入植物の消毒率への影響を見守る必要があります。

このような情勢のなか、会員の退会、輸出こん包材の証明書発行数の減少等により近年当協会の経営は赤字傾向となっており、今後は更に経費の節減に努めていきたいと考えております。

このように厳しい状況の下において昨年 1 年間の業務を無事に終了できたことは、ひとえに会員各位のご協力の賜であり、感謝申し上げます。

今後とも皆様のご指導、ご支援をよろしくお願い致します。

# 農薬の急性参照用量の設定について

## はじめに

急性参照用量とは、聞き慣れない言葉であるが、acute reference dose : ARfD)を訳したもので、「ヒトがある物質を24時間又はそれより短い時間に経口摂取した場合に健康に悪影響を示さない」と推定される1日当たりの摂取量」であるという。食品安全委員会農薬専門調査会は、農薬のリスク評価を行う際の指標としてこのARfDを取り入れる方向で平成26年2月14日に「ARfD設定における基本的な考え方」を公表している。この考え方を基本として今後設定のための具体的な検討が行われることとなろう。ARfDが植物検疫に使用される臭化メチルや青酸に設定された際の影響については未だ明らかではないが、使用できる農産物の種類が減少する要素になることは間違いない。

以下、「ARfD設定における基本的な考え方」等の公表されている資料をもとにARfDの設定について取りまとめた。

## 1 ARfDとADI

これまで日本における農薬のリスク評価は、長期間の経口摂取により健康に及ぼす影響の指標としてADI（ヒトがある農薬を毎日一生涯にわたって

摂取し続けたとしても健康への悪影響がないと推定される1日当たり摂取許容量）を設定し、各食品から摂取される農薬の量を積み上げてもADIの80%以下になるよう農薬の残留基準や使用基準が設定されていた。しかしながら、1日以内（又は一時的に）といった短期間に経口摂取した場合のヒトの健康に及ぼす影響を評価する際にADIを指標とすることは実態に即しておらず、より適切な評価指標を用いるべきであるという。このため、農薬の登録に当たってはADIに加えてARfDのデータを提出してもらい、この2つを元に農薬の残留基準が設定される。

## 2 ARfD設定に当たっての主な基本方針

ARfD設定に当たっての基本方針は以下のようであるという。

- ① 原則として、全ての評価対象農薬に設定する。
- ② 単回経口投与で発現する又は発現する可能性のある毒性影響を根拠とする。
- ③ カットオフ値を設定し、この設定値以上であれば当該農薬に対してARfD設定は必要ないと判断する。

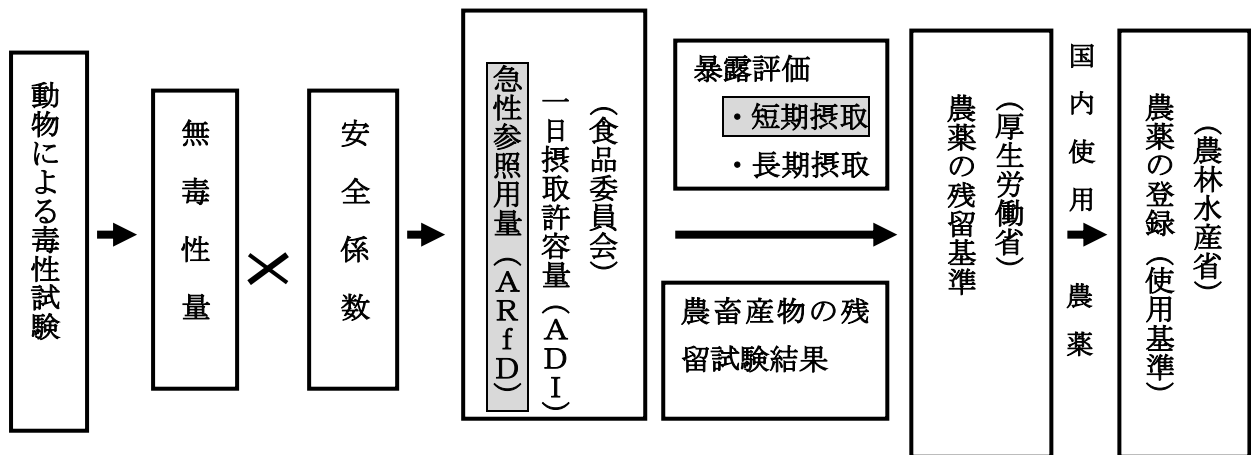


図1 農薬の残留基準及び使用基準設定の流れ (ARfD導入後)

- ④ 農薬は食品を通じて摂取されるものであることから、原則として全年齢のヒトを対象として設定する。
- ⑤ 安全係数：種による差や個体差及び追加の係数については ADI と同様の扱いとする。

なお、ARfD は、ADI のように個別の食品から摂取される農薬摂取量を積み上げたものと比較されるのではなく、個別単品の食品からの農薬摂取量が安全レベルである ARfD と比較される（図 2）。

ARfD の設定に当たっては、急性毒性試験、急性神経毒性試験等の多くの毒性試験データの中から ARfD の設定根拠となる毒性試験の種類を選定することであり、どのような毒性試験を選定すべきかについてかなり詳細に論議されている。

また、ARfD が過去に設定した ADI より低い場合は、ADI の値について再検討を行い、ADI を変更すべき根拠がない場合は ARfD の値を新たに ADI として設定する方針であるとのことである。

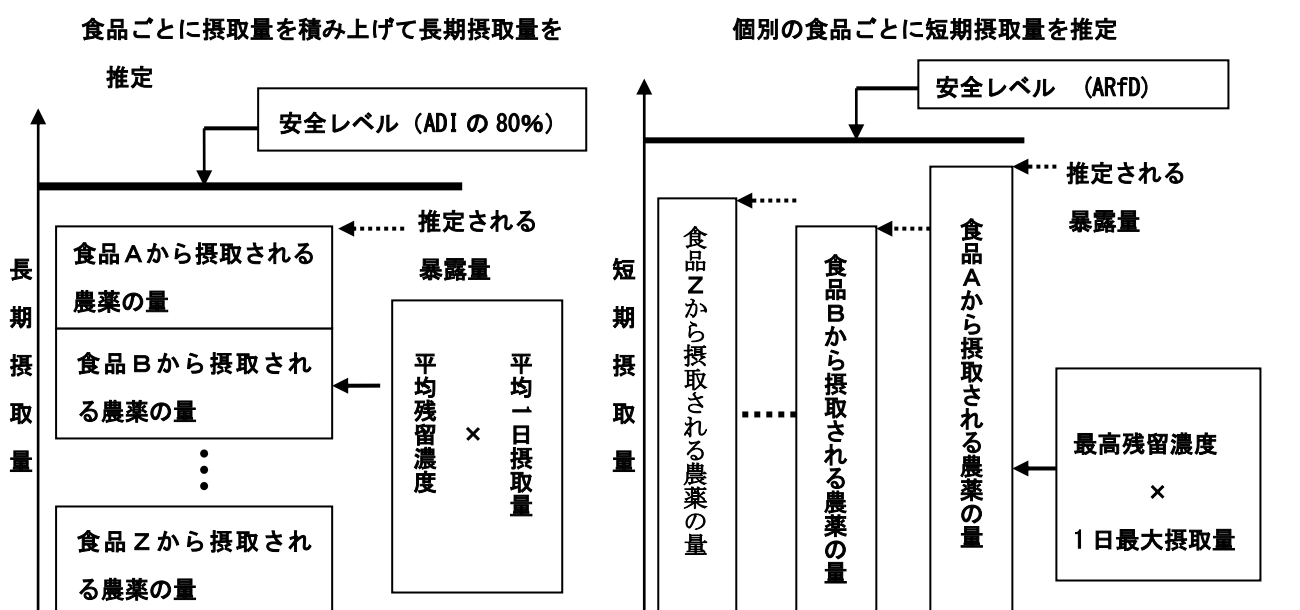


図 2 ADI 及び ARfD に基づく暴露評価

### 植物検疫 100 周年シンポジウムの開催

平成 26 年 11 月 17 日（月）、農林水産省 7 階講堂において農林水産省主催による標記のシンポジウムが開催された（参加者 100 名余）。

冒頭、佐藤英道農林水産大臣政務官の挨拶があり、近年新たな病害虫侵入の危険性が増大しており、また、農産物の輸出検疫の利便性の向上が重要となっていることから、今後植物検疫制度の一層の充実、強化に努めたいとのことであった。

シンポジウムの講演は、以下の 3 題であった。

1. 日本の植物検疫制度の歴史、現状と課題につ

いて 農林水産省 植物防疫課検疫対策室長

福嶋 正人 氏

2. 国際植物防疫条約について

国際植物防疫条約事務局長 横井 幸生 氏

3. 植物の病害虫リスクアナリシスにつて

独立行政法人 農研機構中央研究センター

上席研究員 大藤 康雄 氏

講演後に行われた質疑応答においては、以下の質問・意見が出ていた。

- ・日本では雑草の検疫は植物検疫に含まれていないがこのことをどう考えるか。

- ・港での検査で発見された非検疫病害虫のデータは整理され、輸入者に伝えられているのか。
- ・リスク管理は、生物の「種を」単位として行うとのことであるが「種」であるか否かの判断をどのようにするのか。
- ・ペストリスクアナリシスを行う場合、対象生物の情報の不確かさがつきまとう(米国で大きな被害をもたらしているマメコガネは、原産地の日本での被害はそれほど大きなものでないなど)。そのような状況で全ての種類の検疫措置をペストリスクアナリシスで決定するのは植物の輸入国には常に不利となるのではないか。

なお、シンポジウムの参加者には、植物検疫の開始以来 100 年間にわたる歴史(最近の動きが中心)が整理された 292 ページにおよぶ「日本の植物検疫」と題された資料が配付された。

### 平成 25 年の輸入農産物の消毒率

平成 25 年の植物検疫統計を元に主要な輸入農産物の消毒率を 24 年と比較した結果は表 1 のとおりで、消毒率には、多くの品目で大きな変化は見られない。これは 24 年度の非検疫病害虫の追加が小規模であったこと、25 年度の追加が遅れたことが要因であろう。

品目(大分類)	平成 24 年	25 年
栽 植 用 植 物	1	1
球 根	3	3
切 花	11	10
生 果 実	63	63
野 菜	7	7
穀 類	14	13
豆 類	20	23
油・肥飼料等	3	3
木 材	85	84

表 1 品目別の消毒率 (%)

### 植物検疫くん蒸安全旬間ポスターの選考

平成 26 年 11 月 1 日～10 日に実施された植物検

疫安全旬間運動において関係の事業所に掲示されたポスター(掲示数 1,185 枚)の図案選考委員会が平成 26 年 9 月 4 日に開催された。植物防疫所から 4 点、各地域検疫協会から 60 点、防除業会から 14 点合計 78 点の応募があり、審査の結果以下の方々の作品が入選し、最優秀作品が本年のポスター図案に採用された(図 3)。

最優秀賞	(一社)神戸植物検疫協会	松本 直子
優秀賞	関東燻蒸(株)	草野 洋子
入 選	関東燻蒸(株)	増田 一文
入 選	関東燻蒸(株)	須藤 勇治
入 選	東京植物検疫協会	小林 優修
入 選	東京植物検疫協会	有働 昌平
入 選	横浜植物防疫協会	今泉 栄壽
入 選	横浜植物防疫協会	佐藤 啓子
入 選	横浜植物防疫協会	谷内 仁志
入 選	(一社)大阪植物検疫協会	久保 昭子
入 選	(一社)神戸植物検疫協会	大隅 正知
入 選	(一社)神戸植物検疫協会	尾崎 一代
入 選	九州植物検疫協会	奥 直人
入 選	九州植物検疫協会	栗野 祐子

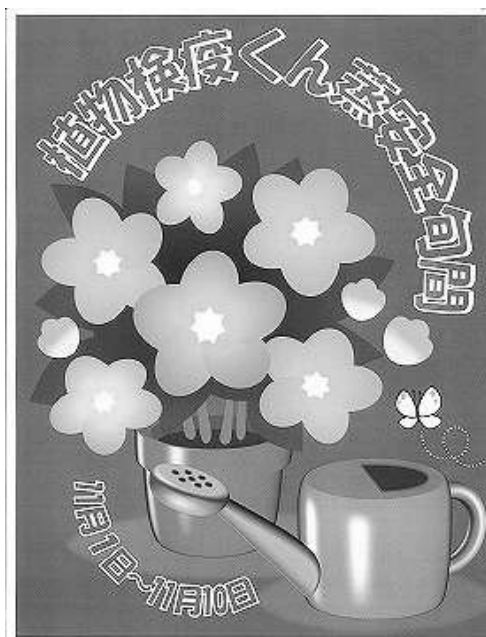


図 3 最優秀作品